

IFRSと日本基準の主要な会計基準差異(金融商品:減損)

| | 日本基準 | IFRS |
|---------------------------|--|---|
| 債権の減損 貸倒引当金の 会計処理 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般債権:貸倒実績率等合理的な 基準による貸倒見積高を算定。 ・貸倒懸念債権:財産内容評価法又は割引キャッシュ・フロー法を選択適用。同一債権については同一方法を継続使用 ・破産更生債権等:債権額から担保の処分見込額及び保証による回収可能見込額を減額した残額を貸倒見積高とする | <p>【現行:IAS39】 減損の客観的証拠があり、回収可能見込額(DCF法)が帳簿価額を下回る場合、減損損失を認識する(「発生損失アプローチ」)</p> <p>【改訂:IFRS9】 予想信用損失を引き当てる「予想損失アプローチ」</p> <p>「6.4 IFRS第9号 金融商品(減損)の概要」参照。</p> |
| 金融資産の 減損の客観的証拠 (例示) | <p>有価証券の減損につき数値基準あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価の下落が50%以上 ・時価の下落が30%~50%未満 | <p>複数の例示あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行体/債務者の重大な財政的困難 ・利息/元本の支払不履行又は遅滞等 <p>数値基準はない</p> |
| 金融資産の 減損の戻入 | <p>有価証券の減損の戻入は認められない</p> | <p>債権又は債券で、一定の場合には、減損が実施されなかった場合の償却原価を上限として、減損損失の戻入が要求される</p> |